

平成29年2月9日

平成28年度輸入者セミナー

品目分類

東京税関

業務部首席関税鑑査官部門



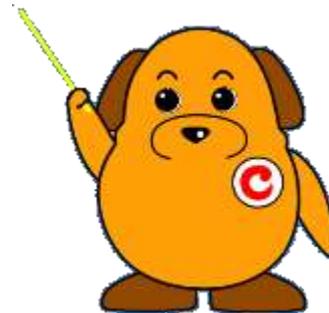
～本日の内容～

1. 品目分類とは
(分類解釈の基本の関税率表通則1～6)
2. 品目分類事例
3. HS2017改正の概要
(食品を中心としたもの)
4. 事前教示制度について(文書・口頭)



1. 品目分類とは

関税の課税等のために、
関税率表適用上の所属区分を
決めること



正しい品目分類のために

商品把握



分類

- ↑
- 製法
 - 成分
 - 機能
 - 用途
 - 包装
など

- 関税率表・体系の理解
- 関税率表の解釈に関する
通則の理解
- 部注、類注の理解

正しい商品把握が正しい
分類への第一歩

実行関税率表

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品

第1類 動物(生きているものに限る。)

部

類

項
(4桁)

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate				
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC
01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)					
		馬					
0101.21		純粋種の繁殖用のもの					
	100	1 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。)以外のものである旨が関税定率法施行令(以下この類において「政令」という。)で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)		

号
(6桁)

統計細分
(国内細分)

分類の解釈の基本

(1) 「関税率表の解釈に関する通則」について

品目表(関税率表)上における**物品の所属の解釈**は、HS条約附属書品目表の冒頭にある、「**関税率表の解釈に関する通則**」に従って決定する。

通則は1から6までである。

通則の構成

項の決定 (4桁)



号の決定 (6桁)

適用
順序

- ・通則1 項及び各注の規定
- ・通則2 項の範囲を拡大
- ・通則3 二以上の項に属するとみられる場合
- ・通則4 属する項がない場合
- ・通則5 収納容器、包装容器

- ・通則6
号注のほか、部注、類注、通則1から4までを準用

※号の所属の決定に当たっては、号注は、部注又は類注よりも優先する。

(2) 通則1～6の概要

イ. 通則1

分類は項と注の規定で決定され、部、類及び節の表題は、単なる見出しである

見当をつける際に利用できるが、分類の決定は項の規定と注の規定で決定するものなので、十分注意が必要である。

＜通則1の考え方の例1：大豆＞

ある人が「大豆」の分類について考えた。

「大豆は煮豆を作ったりするから野菜(豆)だな、だとすると7類だな、生鮮の豆なら07.08項、乾燥なら07.13項だな」

➡ この分類は正しいか？「大豆」は07.08項又は07.13項に分類されるか？

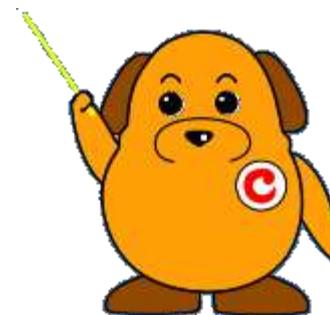


残念ながら、**間違い**。「大豆」は07. 08項又は07. 13項に分類されない。

▶ なぜならば、「**大豆**」はちゃんと**12. 01項**に掲名されている

通則1の「**項の規定に従って分類する**」に従って、「大豆」は12. 01項に分類されるものである。

類の表題は、分類の見当を付ける目安である。



<通則1の考え方の例2:オリーブ>

ある人が「**オリーブ**」(の実)の分類について考えた。

「オリーブオイルを採るためだから、12類だな、その他の採油用の果実として、12.07項だな。そうでなければ、オリーブは果実だから8類だな、その他の果実として、08.10項だな」

➡ この分類は正しいか? 「オリーブ」(の実)は12.07項
又は08.10項に分類されるか?



残念ながら、これまた**間違い**。「オリーブ」(の実)は
12. 07項にも08. 10項にも分類されない。

▶ なぜならば、「**オリーブ**」はちゃんと**7類注2**によって、
野菜である旨規定されています。

通則1の「**注の規定に従って分類する**」に従って、「オ
リーブ」(の実)は、07. 09－07. 12項のいずれかに
分類される。

・分類は、「項の規定」と「注」に従って、決定しなければならぬ。



通則1後段

- 項又は注の規定により項の所属を決定できない場合には、通則2以降の原則に従ってその所属を決定することを規定している。
 - 項の規定及び注の規定が最優先
 - 通則1で決まらない場合に通則2～4を適用
- 多くの物品は通則1で分類される**

つまり通則1のみで終わり



ロ. 通則2 (a) (要約)

各項には、提示の際の未組立のもの及び分解してあるものを含む。また、未完成の物品で、完成した物品として重要な特性を提示の際に有するものを含む

この規定は、食品には通常適用がない。



ハ. 通則2 (b) (要約)

各項には混合物、結合物を含む。それらの分類は通則3に従って決定する

通則2(b)

★小麦粉(70%)、そば粉(30%)を**混合**したもの



11.01項には
そば粉を混合した小麦粉も
含む

11.02項には
小麦粉を混合したそば粉も
含む

2(b)により、2つの項に属することとなる

★所属の決定は **通則3** による

二. 通則3 (要約)

2(b)の規定他により**二以上の項に属するとみられる物品**は、
通則3(a)以下により分類を決定する

ホ. 通則3(a) (要約)

分類は最も**特殊な限定**をしている項が**優先**する。
但し、混合物やセット等については適用しない

通則3

二以上の項に属するとみられる物品は
次に定めるところにより所属を決定する

適用順序

・通則3(a)

最も特殊な限定をして記載している項

・通則3(b)

混合物、異なる材料・構成要素、
小売用のセット

・通則3(c)

数字上の配列における最後の
項

<通則3 (a) の例1 >

★ <クリスマス用の表示がない燃った柳の枝からなるリース>

クリスマス用の表示がないため、95.05項のクリスマス用品には分類されない。**装飾用に適する植物の部分**として、06.04項に該当する。また、**組物材料から直接造形したしたもの**として、46.02項にも該当する。本品は二以上の項に属する物品であることから関税率表の解釈に関する通則3(a)の規定により、**最も特殊な限定**をしている記載の項として、06.04項の装飾用に適する植物の部分として分類される。



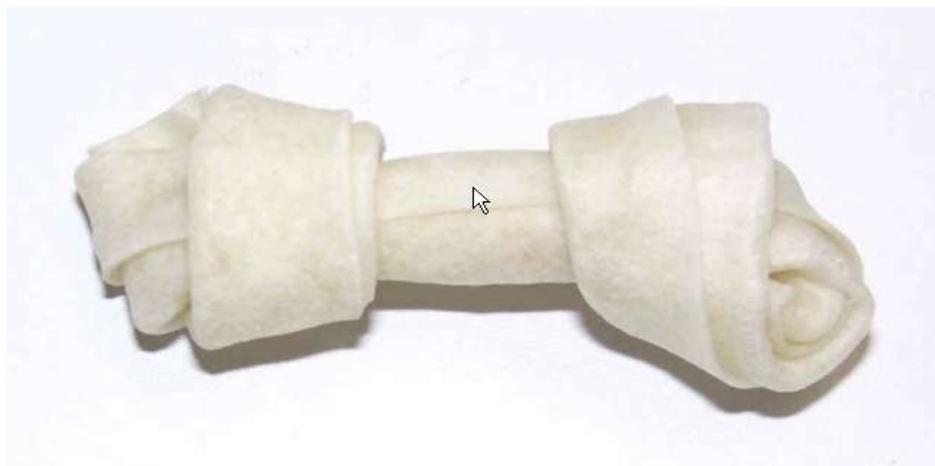
最も特殊な限定をした記載

<通則3 (a) の例2>

<牛皮を成型してつくった犬用スナックガム>

(考え方)

犬用に調製された飼料として、23.09項に該当する。また、牛皮から製造したものとして、42.05項のその他の革製品にも該当する。通則3(a)により、より特殊な限定をしている記載の項として、23.09項に分類される



最も特殊な限定をした記載

へ. 通則3(b) (要約)

混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に**重要な特性**を与えている**材料**又は**構成要素**から成るものとしてその**所属**を**決定**する。

○重要な特性で分類を決定する。重要な特性の判断にあつては、構成要素の性質(容積、数量、重量、価格等)又は使用する際の構成材料の役割を考慮する。**食品**の場合は、**重量**が判断材料として用いられることが多い

ケース・バイ・ケースで判断

＜「小売用のセット」とは＞

「小売用のセット」として認められるための要件

- (a) 異なる項に属する二以上の物品から成るもの
- (b) 特定の必要性を満たすため、又は、特定の活動を行うために共に包装されている
- (c) 再包装せず、最終使用者に直接販売できる

これらを満たすことが必要となる。

分類は構成要素のうち「重要な特性」で判断する。

・セットと認められなければ、通則3(b)の適用はない。

通則3(b)

小売用のセットにした物品の要件

関税率表解説、通則3(b)(X)に規定されており、
次の要件のすべてを満たすものにかぎり適用される

(a)異なる項に属する二以上の物品から成るもの

(b)ある特定の必要性を満たすもの又はある特定の活動を行なうために、共に包装されたもの

(c)再包装しないで、最終使用者に直接販売するのに適した状態に包装されている物品

<「小売用セット」として認められるもの、 認められないもの>

- インスタントラーメン(麺、粉末調味料、薬味)
- × 缶詰セット(えび缶詰、チーズ缶詰、ベーコン缶詰)
- × 洋酒セット(ワイン、ブランデー、ウイスキー)
- × おかずセット(オクラ胡麻和え、ひじき煮、きんぴらごぼう、小松菜おひたし、切干大根、茄子揚げ浸し)
- ナタマメ栽培鑑賞セット(ナタマメ、砂、容器)

通則3(b)

混合物【例】

★ 小麦粉(70%)、そば粉(30%)を混合したもの

2(b)を適用し

11.01項及び11.02項の
2つの項に属することとなる。

3(b)を適用し

重要な特性を与えている材料は
全体の70%を占める小麦粉として

11.01項に所属が決定

通則3(b)

小売用のセットにした物品【例】

★小麦粉及び卵等からなるパスタ、粉末スープ、こしょうをそれぞれ小袋に入れ、即席麺として小売用包装したもの

通則1により

パスタ(19.02)

スープ(21.04)

こしょう(09.04)

3(b)を適用し

即席麺として小売用のセット

重要な特性を与えている材料は
パスタとして19.02項に所属が決定

おかずセット



ナタマメ栽培鑑賞セット



ト. 通則3(c) (要約)

(a) 及び (b) の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち**数字上の配列において最後となる項**に属する。

通則3(a)、(b)で分類決定できない場合には、最後の項に分類する

<通則3(c)の適用例>

バターピーナッツとあられの混合物(柿ピー)で、重量割合が50%ずつのもの

バターピーナッツは落花生調製品として20.08項、あられはベーカリー製品として19.05項。重量割合が同一で、重要な特性がいずれにあるとも判断しがたいため、通則3(c)を適用して、20.08項に分類する。

(注)

(イ) 混合物の場合は分離課税扱いとなるものがあるので注意すること

(ロ) 比較するのは項毎であるので、同一の項のものは合計して重量割合を比較する

通則3(C)

等しく考慮に値する項のうち、

数字上の配列において **最後** となる項に属する。

★例 バターピーナッツとあられの混合物(柿ピー)で、重量割合が50%ずつのもので

バターピーナッツは落花生調製品として20.08項、あられはベーカリー製品として19.05項。重量割合が同一で、重要な特性がいずれにあるとも判断しがたいため、通則3(c)を適用して、20.08項に分類する。

(注) (イ) 混合物の場合は分離課税扱いとなるものがあるので注意すること

(ロ) 比較するのは項毎であるので、同一の項のものは合計して重量割合を比較する

3(b)で決定できない

19.05項



20.08項

3(c)により

最後となる **20.08** 項に所属が決定

チ. 通則4(要約)

通則1-3(c)で分類決定できない場合には、**最も類似する項**に分類する

通常この規定が適用されることはないが...



例:【炭化したとうもろこしの芯】

製法:とうもろこしの実を取った残りの芯を天日乾燥→粉碎→窯に入れ炭化→窯を密閉状態で10日間放置→取り出してビニル袋に入れ密封

分類理由:関税率表第44.02項において、木炭には植物性の殻又はナットの炭を含むとされているが、とうもろこしの芯を材料として作られた炭については規定されていない。しかしながら、製法、性状等が木炭に類似するものであることから、同表の解釈に関する通則4を適用し、最も類似する物品が属する同表第44.02項に分類する。

リ. 通則5(a) (要約)

例外はあるが、**専用ケース**は基本的にその**物品に含まれる**

ヌ. 通則5(b) (要約)

反復使用するものは別として、通常の**包装は物品に含まれる**

ル. 通則6 (要約)

号の決定は、通則1～5までを準用する。但し、**段落ちの水準の比較に注意**する。



<通則5(a)の例>

<ディスペンサー付チューインガム>

(考え方)

袋入りのガムと貯金箱を兼ねたがん具(容器)を包装したものであり、通則3(b)の小売用のセットに該当しない。また、容器はがん具としての重要な特性を容器全体に与えていることから、関税率表の解釈に関する通則5(a)は適用できない。よって、チューインガムは17.04項に、がん具(容器)は95.03項にそれぞれ分離課税とする。



(3) 分類解釈のための**各種の位置付け**

分類解釈にあっては、通則の他、項、号の規定や解説、例規といったものが各種用いられるが、それぞれの位置付けは次の表の通りとなる。



	英文根拠	和文根拠	位置付け
2桁分類 (Chapter・類)	HS条約	関税定率法、 関税暫定措置法	分類をわかりやすくするための見出し
4桁分類 (Heading・項)	HS条約	関税定率法、 関税暫定措置法	HS分類の基本であり、分類に当たって 最優先する規定
6桁分類 (Sub-heading・ 号)	HS条約	関税定率法、 関税暫定措置法	項を細かく分けたもの
部注、類注、号注 (Notes)	HS条約	関税定率法、 (関税暫定措置法 (注2))	項、号の範囲を明確にするための規定。 分類に当たって、項の規定とともに最優 先する規定
通則 (Rules)	HS条約	関税定率法、 (関税暫定措置法 (注2))	分類解釈のための基本的な考え方を示 したもの
備考	なし(注1)	関税定率法、 (関税暫定措置法 (注2))	項、号、注の和文(翻訳)での意味を補 足するもの(注3)

税細分	WTO条約	関税定率法、 関税暫定措置法	号の中で税率の異なるものを分けるもの
統計細分	なし(注1)	告示	我が国の貿易統計上の必要に応じて号の中で分けるもの
関税率表解説 (Explanatory Notes)	HS委員会決議 (WCO総会承認)	関税局長通達	項、号の分類解釈のための解説であり、 HS分類解釈に関する公式見解となるもの
国際分類例規 (Classification Opinions)	HS委員会決議	関税局長通達	個別物品の分類についてのHS委員会 での公式見解
国内分類例規	なし	関税局長通達	各種の分類解釈についての我が国での 取扱い

(注) 1. 実行関税率表に記載されている備考及び統計細分の英文は特段の根拠はなく、単なる便宜上の記載である。

2. 注、通則、備考は関税暫定措置法に直接規定はないが、関税定率法の規定を援用している。

3. 関税率表を適用する際に必要な事項のうち、関税率表全体に関するものを我が国独自のものとして規定したもの。

<おさらい>

- 分類解釈については、品目表冒頭にある「**通則**」に従う。
- 通則には1から6までである。
- 分類の**基本**は4桁の「**項**」である。
- 注**の規定に注意する。
- 項の下に号があり、さらにその下に税細分、統計細分がある。
- 分類解釈のためには、項、号及び注の規定の他、解説、例規といったものも用いる。
- 分類解釈にあたって適用されるものには、それぞれ根拠や適用順位がある。



2. 品目分類事例



(1) **二以上の項に属するとみられる物品の事例**

＜事例1：酢ジャム(2007. 99－111)＞

ストロベリーを砂糖、バルサミコ酢とともに加熱調理したもので、適度の粘性を有するもの。



20. 01項の「酢酸で調製した」ものか、20. 07項の「ジャム」か。



酢の添加で20. 07項のジャムではなくなるものではない。

また、「ジャム」と「酢酸で調製した」では、「ジャム」が通則3(a)の規定の「**最も特殊な限定**をしている項」に該当する。

<事例2:トマトジャム(2007. 99-111)>

トマトに、砂糖、ペクチン、クエン酸を加え、加熱調理した粘性のあるもの。



20.02項の「トマトの調製品」か、20.07項の「ジャム」か。



「トマトの調製品」と「ジャム」では、「ジャム」が通則3(a)の規定の「**最も特殊な限定**をしている項」に該当する。

(2) 混合物の事例

<事例3:リゾット(1006. 30-090)>

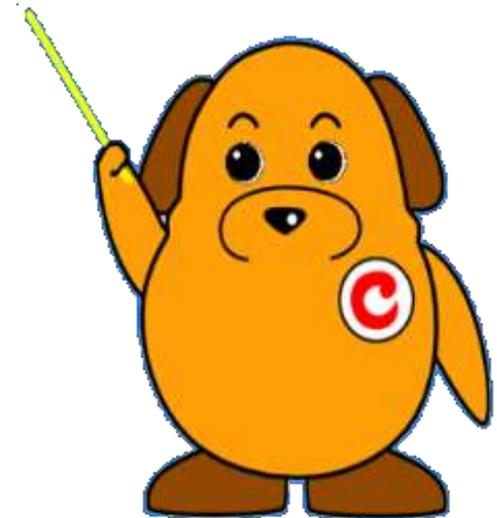
米、乾燥トマト、乾燥玉ねぎ、混合調味料、その他からなる混合物(250g袋入り)、水を加えて十数分煮込むとリゾットとなるもの。



「未組立の物品」となるか。

「混合物」となるか。

「重要な特性」はどこにあるか。



<分類検討事項>

イ. 水を加えて煮込むと食べられるものに、通則2(a)の「未組立の物品」とすることが可能か。

➡ 解説により**通則2(a)**の「未組立の物品」は通常**食品には適用しない**こととなっているので、全体として「**未組立の物品**」として分類することは**できない**。

ロ. 通則2(a)の適用がないとした場合、混合物として考えることは可能か。

➡ 一調理分を取り揃え、小売容器に入れた未調理の**混合物**と考えられる。

ハ. 混合物とした場合、通則3(b)が適用される重要な特性はどの構成要素にあるか。

➡ 米が大半を占めていることから、**重要な特性は米**にあり、第10.06項に分類する。

(3) 肉、魚介類の20%基準

16類注2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の**含有量の合計が全重量の20%を超えるものは**、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、**第19.02項の詰め物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。**



肉、魚介類の調製品は含有量が20%超であれば、それらの調製品となる。但し、**詰め物をしたパスタ、調味料、スープは例外**である。

<20%基準の注意点>

16類注2の規定により、肉や魚介類を20%超含有するものは16類の調製品に分類されるが、次の点に注意する。

イ. 対象

20%基準の**対象は肉、魚介類**である。野菜や果物等が20%超含まれている場合の基準の規定はない。



鮭やオカカのおにぎり、具が20%超あれば魚介類の調製品として16.04項に分類されるが、梅干しや高菜のおにぎり、具が20%超あっても、20.04項、20.05項、20.08項の調製品に分類されるとは限らない。

ロ. 含有率の判定は**申告時**

分類の判断は税関に提示された時点、即ち、申告時の状況による。製品製造時の配合割合で20%超あったとしても、申告時に20%超なければ、規定の適用はない。



製造時の水分蒸発、冷凍時の水分蒸発もあるので、20%超で製造したとしても、申告時には数値が変わることは十分ありうる。

ハ. **容易に分離**できるものは**分離課税**扱い

国内分類例規により、混合物で容易に分離できるものは、分離して課税することがある。

二. 20%基準の例外品目

前述の20%基準の例外品目は、**詰め物をしたパスタ、調味料、スープのみ**である。



＜肉、魚介類が**20%超**あると**16類**に分類されるものの例＞
肉まん(19.01項)、ピラフ(19.04項)、おにぎり(19.04項)、
たこ焼き(19.05項)、ホットドッグ(19.05項)

＜肉、魚介類の含有量に影響されないものの例＞
餃子(1902.20号)、焼売(1902.20号)、
ミートソース(21.03項)、魚醤(21.03項)。

3. HS2017改正の概要

(食品を中心としたもの)

- 第3類
- 第03.01項
- 第0302.41~49号
- 第0302.89号
- 第0302.90号
- 第03.06項
- 第03.07項
- 第4類、第5類
- 第07.06項、第08.05項
- 第12.11項
- 第13.02項
- 第16類、第16.04項
- 第16.05項
- 第19.01項
- 第22.02項
- 第22.04項 他



◎ 第3類の魚、甲殻類、軟体動物、水棲無脊椎動物の改正

規定		改正内容
備考	新設	<u>「1 第03.06項から第03.08項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。」</u>
項	第03.01項	「こい」の範囲を明確化(学名を追記)
号	第03.02項 ～ 第03.03項	食用の魚のくず肉に係る号の新設
	第03.02項 ～ 第03.05項	特定魚種の範囲を明確化(学名を追記)及び号の新設
国内細分	03.06～ 03.07	冷凍したものとくん製したものの明確化

第07. 06項の国内細分、第08. 05項の号の新設

07.06		HS2017	現行
0706.10		－にんじん及びかぶ	－にんじん及びかぶ
	010	<u>－にんじん</u>	[新規]
	020	<u>－かぶ</u>	[新規]
08.05		2017	2012
		－マンダリン、タンジェリン及びらんしゅうみかん並びにクレマンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	－マンダリン、タンジェリン及びらんしゅうみかん並びにクレマンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種
0805.21	000	<u>－マンダリン、タンジェリン及びらんしゅうみかん</u>	[新規]
0805.22	000	<u>－クレマンタイン</u>	[新規]
0805.29	000	<u>－その他のもの</u>	[新規]

第12.11項の規定の変更並びに号及び国内細分の新設

(HS2017)

12.11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び**冷蔵し、冷凍し**又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)

1211.20 おたねにんじん

1 生鮮のもの及び乾燥したもの(協定4.3%) ←

2 その他のもの(基本3%)

1211.30 コカ葉(基本無税) ←

1211.40 けしがら(基本3%) ←

1211.50 麻黄(基本無税)

1211.90 その他のもの

1 ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉(…)(基本無税)

2 除虫菊(協定12%)

(1) 生鮮のもの及び乾燥したもの(協定12%)

(2) その他のもの(協定6%) ←

3 大麻草(基本3%) ←

4 その他のもの(基本無税、2.5%、3%) ←

(現行)

12.11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)

1211.20 おたねにんじん(協定4.3%)

1211.30 コカ葉(基本無税)

1211.40 けしがら(協定3%)

1211.90 その他のもの

1 ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉(…)(基本無税)

2 除虫菊(協定12%)

3 大麻草(協定3%)

4 その他のもの(基本無税、協定2.5%、3%)

14.04 植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)

1404.90 その他のもの

4 その他のもの(協定6%) ←

12.11項の物品を冷蔵、冷凍したもの

第16. 05項の国内細分の新設(甲殻類)

16.05		HS2017		現行
1605.10	010 021 029	ーかに ー一 <u>気密容器入りのもの(くん製したものを除く。)</u> ー一 その他のもの ー一 ー 米を含むもの ー一 ー その他のもの	010 021 029	ーかに ー一 <u>気密容器入りのもの</u> ー一 その他のもの ー一 ー 米を含むもの ー一 ー その他のもの
1605.21	011 019 021 029	ーシュリンプ及びプローン ー一 気密容器入りでないもの ー一 ー <u>くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後</u> ー一 ー ー 単に水若しくは塩水で煮又はその後 <u>に冷蔵し、冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u> ー一 ー ー 単に水若しくは塩水で煮又はその後 <u>に冷蔵し又は冷凍したもの</u> ー一 ー ー その他のもの ー一 ー ー その他のもの ー一 ー ー 米を含むもの ー一 ー ー その他のもの	011 019 021 029	ーシュリンプ及びプローン ー一 気密容器入りでないもの ー一 ー <u>単に水若しくは塩水で煮又はその後</u> ー一 ー ー 単に水若しくは塩水で煮又はその後 <u>に冷蔵し、冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u> ー一 ー ー 単に水若しくは塩水で煮又はその後 <u>に冷蔵し又は冷凍したもの</u> ー一 ー ー その他のもの ー一 ー ー その他のもの ー一 ー ー 米を含むもの ー一 ー ー その他のもの
1605.29	011 021 029	ー一 その他のもの ー一 ー <u>くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後</u> ー一 ー ー 単に水若しくは塩水で煮又はその後 <u>に冷蔵し、冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u> ー一 ー ー その他のもの ー一 ー ー 米を含むもの ー一 ー ー その他のもの	010 021 029	ー一 その他のもの ー一 ー <u>単に水若しくは塩水で煮又はその後</u> ー一 ー ー 単に水若しくは塩水で煮又はその後 <u>に冷蔵し、冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u> ー一 ー ー その他のもの ー一 ー ー 米を含むもの ー一 ー ー その他のもの
1605.30	010 020	ーロブスター ー一 <u>くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後</u> ー一 ー 単に水若しくは塩水で煮又はその後 <u>に冷蔵し、冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u> ー一 ー その他のもの	010 020	ーロブスター ー一 <u>単に水若しくは塩水で煮又はその後</u> ー一 ー 単に水若しくは塩水で煮又はその後 <u>に冷蔵し、冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u> ー一 ー その他のもの
1605.40	011 012 200	ーその他の甲殻類 ー一 えび ー一 ー <u>くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後</u> ー一 ー ー 単に水若しくは塩水で煮又はその後 <u>に冷蔵し、冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u> ー一 ー ー その他のもの ー一 ー その他のもの	011 012 200	ーその他の甲殻類 ー一 えび ー一 ー <u>単に水若しくは塩水で煮又はその後</u> ー一 ー ー 単に水若しくは塩水で煮又はその後 <u>に冷蔵し、冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの</u> ー一 ー ー その他のもの ー一 ー その他のもの

第22.02項

水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。）

◎ ノンアルコールビールの新設

HS2017

現行

	－その他のもの
<u>2202.91</u>	－－ <u>ノンアルコールビール</u>
-100	－－砂糖を加えたもの
-200	－－その他のもの
<u>2202.99</u>	－－その他のもの
-100	－－砂糖を加えたもの
-200	－－その他のもの

2202.90	－その他のもの
-100	－－砂糖を加えたもの
-200	－－その他のもの



第22.04項 ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁(第20.09項のものを除く。)

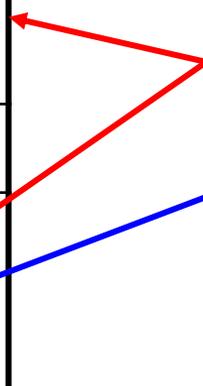
◎ Bag-in-a-boxタイプのワインの新設

HS2017

現行

	－その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの
2204.21	－ 2リットル以下の容器入りにしたもの
2204.22	－ 2リットルを超え10リットル以下の容器入りにしたもの
2202.99	－ ーその他のもの
-010	－ ー ー150リットル以下の容器入りにしたもの
-090	－ ー ーその他のもの

	－その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの
2204.21	－ 2リットル以下の容器入りにしたもの
2204.29	－ ーその他のもの
-010	－ ー ー150リットル以下の容器入りにしたもの
-090	－ ー ーその他のもの



4. 事前教示制度について (文書・口頭)

(1) 法的根拠

関税法7条3項

税関は、納税義務者その他の関係者から、申告納税方式が適用される貨物を輸入する際の申告について必要な輸入貨物に係る関税率表の適用上の所属、税率、課税標準等の教示を求められたときは、その適切な教示に努めるものとする。

(2) 導入

昭和41年の申告納税制度の導入に伴い、関税の課税の多様性、新規商品についての税表分類の技術的困難性を考慮し、適正かつ円滑な納税を確保するため導入された。

(3) 文書教示と口頭教示(分類)

事前教示の方法には2種類ある

イ. 文書による事前教示

- 正式な**回答書**（税関様式C第1000号-1）が発出される（受理から30日以内の極力早期に回答発出）
- 回答書の分類判断は通関時に尊重される
- 解釈変更の場合には変更通知書が発出され、
税率が上がる場合には猶予期間が付与される場合がある
- 回答に再検討を求める「意見の申出」制度がある

＜注意：文書事前教示が出来ない場合＞

- 照会者が貨物の輸出入者及びその代理人、若しくは当該貨物の製法・性状等を把握している利害関係者及びその代理人でない場合
- 照会貨物が「**架空の貨物**」である場合
- 照会貨物が**輸入申告中**の貨物である場合
- 照会者が、税関より補足説明を求め、又は追加資料の提出を求められた場合に、応じることが出来ない場合
- 照会貨物について、**不服申立て**又は**訴訟中**である等、関税率表適用上の所属区分に係る**紛争等が生じている**場合

ロ. 口頭による事前教示(メール照会含む)

- 基本的に**即日**回答
- 回答書は出ない
- 回答は通関時に尊重されるとは限らない



口頭照会は簡単であり、即日回答が得られるが、税関の正式な判断ではないので、正確な分類、税率の回答を求める場合には、文書による教示によるべきである。あくまで、基本は「文書による照会」である。

言わば、

文書回答:税関の判断

口頭回答:担当者の意見

という違いがある



(4) 事前教示照会書 記載要領

イ. 表面



受付番号 [税関記入欄]	登録番号 [税関記入欄]	必ず、個人印ではなく、代表者の印を押印して下さい また代理人申請の場合には、代理人の方のみの押印 のみで申請できます。
+ 税関記入欄は税関記入をお願いします。 事前教示に関する照会書		
平成〇〇年〇月〇日	照会書〇〇の〇〇東京都江東区高海×××××	輸入番号 P00123450000
税関への提出日 (注：書類作成日では ありません)	住所、氏名・印 財務商事株式会社 [印]	無取得の場合は 99999
代理人 東京都品川区北品川××××× (担当) 品川 花子	住所、氏名・印 カスタムインポートサービス [印]	(電話番号) 03-3529-〇〇〇〇
下記貨物の開税率適用上の所轄区分 〇〇〇〇〇〇 内国消費税等の適用区分及び税率 〇〇〇〇〇〇	開税率 〇〇	純新品目番号 〇〇
製造地 中国	製造者 上海カスタムカンパニー	
到着貨物の照会は出来ません。		
品名、銘柄 及び型番	キャットフード (気密容器入りのもの)	単価 FOB USD 3.5
照会貨物	到着 <input type="checkbox"/> 未到着 <input type="checkbox"/>	輸入予定 番号 〇〇〇 東京税関 〇〇〇 大阪税関
輸入契約の時期、輸入の予定時期 数量及び金額並びに特別注文、投 貸又は長期契約の予定の有無	平成〇〇年4月上旬頃 輸入予定	照会貨物に係る事前教示記録 (有/無) [事項番号] 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
照会貨物の説明 (製造、成分割合、性状、構造、用途、包装等) 製法：選したまぐろ→骨、皮、内臓除去→他の材料を加える→缶に詰める→ 〇〇〇〇加熱殺菌 (120℃、70分) →冷却→包装	成分：たんぱく質 15%、灰分 4%、脂肪 0.3%、 繊維 0.3%、水分 80.4%	類似貨物に係る輸入記録 (有/無) [輸入物番号] 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
原料：まぐろ 55%、まぐろ・チキンエキス 3%、 〇〇〇〇いかオイル 0.02%、かつお節フレーバー 0.05%、 〇〇〇〇増粘多糖類 1.7%、ビタミン類 0.11%、 〇〇〇〇水 40.12%	用途：猫用飼料 (フレーク状)	輸入実録がある場合には、申告 番号を記入して下さい。
包装：80g/缶×24/カートン	開税率適用上の所轄区分等に関する意見 (有/無)	商品の製造 (製造工程、産地等) や成分の割合は、分類決定において、 とても重要になりますので、詳細を記入して下さい。 食品の照会においては、貨物のサンプル提出が出来ない場合、照会を お受け出来ない場合がありますので、ご了解下さい。
開税率適用上の所轄区分等に関する意見 (有/無)	〇〇キャットフード (気密容器入り) として、23.09 項に分類されると 思われます。	税関決定において、意見がある場合には、必ずその 理由と、該当する税関を記入して下さい。
非公開期間の要否 原則公開です。 裏面注意事項を参照	要/否	非公開期間が必要な場合は、必ず、非公開理由欄に 非公開理由を記入下さい。
非公開理由	(例) 新規輸入貨物の為、新規開発商品の為・・・etc.	
非公開期間	〇〇 180 〇〇 〇〇	非公開期間経過後も、照会内容の一部を公開しないことも可能な場合がありますので、 職員にご相談して下さい。

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。

ロ.裏面



○事前教示照会に係る確認書

どちらかを選択し、○で囲んで下さい。

項□□□□目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
①□具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい○ □ いいえ
②□照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は野放中である等、関税率表適用上の所属区分等に係る紛争中ではありません。	はい○ □ いいえ
③□輸入申請中の貨物に係る照会ではありません。	はい○ □ いいえ
2. 照会について	
④□この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ. 輸入しようとする貨物の製造、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。 □□□□ イ
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤□照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい○ □ いいえ

イ、ロ、ハのいずれかを選択し、○を記入して下さい。

+

照会者 又は その代理人	氏名又は名称□□□□	カスタムインポートサービス (EPI)
	住所又は所在地	東京都品川区北品川×-×

意 事 項

個人印ではなく、代表者の印を押印して下さい。また代理人申請の場合は、代理人の方のみの押印のみで申請できます。

照会貨物の説明欄又は「関税率表適用上の所属区分等に」
「教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))」

ある場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。

3. 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)は、関税分類の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限り)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄に「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求められることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求められることがあります。

(規格A4)

(5) 事前教示回答書

イ. 表面

(補足) 回答書には、
照会書の写しを
添付して交付する



公開日	登録番号	
-----	------	--

事前教示回答書 税関様式C第1008号-1

別添の事前教示に関する照会書（登録番号）による照会について、下記の「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」、「関税率」、「内国消費税等の適用区分及び税率」及び「参考（他法令）」欄記載のとおり回答します。

なお、本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意してください。また、「関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号」を決定する際の品目分類に関する見解については、分類理由欄に記載されています。

関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号	関税率
照会貨物の一般物品名	内国消費税等の適用区分及び税率

照会貨物の概要

分類理由

年 月 日 東京 税関業務部 (印)

参考
(他法令)

(注) 本件回答のうち、内国消費税等及び他法令に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に照会して下さい。また、裏面の「注意事項」をよくお読みください。なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば回答税関までお問い合わせください。

(規格 A 4)

ロ. 裏面

注意事項を 読んでください



注 意 事 項

1. 本件の回答は対応する照会に係る貨物に対しての回答書であり、その他の貨物にはその効力が及ばないので注意して下さい。特に、照会貨物に類似する貨物であっても品番、成分等が異なる貨物は関税率表上まったく別の所属区分に属することもあるので、照会貨物と同一ではない貨物の申告には本回答書を添付しないで下さい。
2. 本事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税分類の参考とするため回答後原則として公開し輸入者等の周知に供しますのでご注意ください。
3. 関税率欄における税率のうち、基本税率以外の関税率は、特定の条件のもとでのみ適用されるものがあり、照会された貨物について一律に適用されるものではないのでご注意ください。なお、原産地の認定について事前教示が必要な場合には、別途、事前教示に関する照会書（原産地照会用）（税関様式C第1000号-2）による照会を行う必要があります。
4. 内国消費税の適用区分及び税率欄のうち、地方消費税についての税率は、消費税額を課税標準としての割合です。
5. この回答書（変更通知書）のうち、関税率表番号について照会者に意見がある場合には、税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日を翌日から2か月以内のみ可能です。
6. この回答書（変更通知書）は、次のいずれかに該当する場合には、輸入申告等の審査上、尊重しません。
 - （1） その発出日（再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日）から3年を経過したもの
 - （2） 輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分等を決定するため前提となる商品説明と合致しない商品説明に基づくもの
 - （3） 条約、法律、政令、省令及び告示（以下「法令」といいます。）並びに関税率表解説及び分類例規（以下「通達」といいます。）の改正により影響を受け、参考とならなくなったもの
 - （4） 法令及び通達の適用を誤ったもの
 - （5） 上記（1）～（4）以外のものであって、変更若しくは撤回の通知が行われたもの又は変更若しくは撤回すべきもの（ただし、下記8.により朱書されたものを除きます。）
7. 分類解釈の変更によりこの回答書の分類変更が必要になったものについては、変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。
8. 事前教示回答書（変更通知書兼用）上記7.の場合において、変更通知を行ったものについては、当該分類変更前に契約した貨物について、当該分類変更により照会者が損害を被ることとなることが証明され、かつ、当初の事前教示を寄貨として輸入取引を開始したものであると認められるときは、申出により分類理由欄に「変更前扱い」、「輸入予定数量（発生数量を限度とします。）」及び「輸入予定期間（分類変更を行った日から3か月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間のいずれか早い日までを限度とします。）」等を当初の回答書に朱書します（当該朱書された回答書については、当該内容について、審査上尊重されます。）。

（規格A4）

品目分類

ご静聴
ありがとう
ございました



(注：本資料は、今次セミナーにおいて品目分類の概要を説明するための参考資料として作成したものです。実際の輸入貨物の分類に際しては、関税率表、関税率表解説等を参照されるとともに、不明な点は関税鑑査官門に照会願います。なお、「文書による事前教示制度」のご利用をお奨めします。)

おわり